

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)
様式

作成日 2025/9/11
最終更新日 2025/10/9

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2025/9/1(令和7年9月1日)
国立大学法人名		国立大学法人香川大学
法人の長の氏名		上田 夏生
問い合わせ先		企画総務部総務課(TEL:087-832-1000, Mail:soum-h@kagawa-u.ac.jp)
URL		https://www.kagawa-u.ac.jp/public/15524/25745/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	1. 確認方法 経営協議会による確認作業においては、各委員宛に電子データにて資料一式を事前送付し、当該データを基に確認を行うとともに、令和7年9月25日開催の経営協議会において、最終の確認を行いました。 2. 経営協議会の確認結果・意見 本学におけるガバナンス・コードの適合状況については、各原則に適合していると認められます。ただし、【原則2-4-2】については、適合状況(適合理由)の説明が不十分であると認められるため、記載内容の検討をお願いします。 3. 本学の対応方針等 【原則2-4-2】について、数値目標に対する具体的な取組として、実績値を追記いたしました。 経営協議会委員から原則に適合しているとの意見をいただきましたが、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮するための経営機能を高め、自ら強靱なガバナンス体制を構築していけるよう、ガバナンス・コードを基本原則とした取り組みを継続的に推進してまいります。 4. 前年度意見への対応状況について 【令和6年度意見への対応】 各原則に適合しており、特に具申すべき意見としてはいただきませんでした。大学として、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮するための経営機能を高め、自ら強靱なガバナンス体制を構築していけるよう、ガバナンス・コードを基本原則とした取り組みを継続的に推進してまいりました。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認	更新あり	1. 確認方法 監事による確認作業においては、各原則の適合状況について学長、担当理事、担当副学長及び、担当職員にヒアリングするとともに、役員会をはじめとする主要会議に出席し適合状況の確認を行いました。 また、必要に応じて提出された関係書類・規則等を閲覧し適合状況を確認するとともに、前回報告時から修正もしくは変更された各原則の適合状況についても、修正もしくは変更された内容が各原則に適合しているか再度確認をしました。 2. 監事の確認結果・意見 上記の確認方法により、本学のガバナンス・コードの適合状況については、各原則通りに本学の規模、特性に応じて実施されていることを確認しました。 ただし、以下2つの原則等については、適合状況（適合理由）の説明が不十分であると認められるため、記載内容の検討をお願いします。 【補充原則3-3-1③】 法人の長の任期年数、再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定については、その理由も含めて公表が求められています。適合状況（適合理由）には、これらに関する具体的な理由も併せて記載して下さい。 【原則3-3-4】 学長選考・監察会議の委員の選任方法及び選任理由については、公表することにより、その選考過程の透明性・公平性の確保が求められています。選任方法及び選任理由については、より具体的に記載して下さい。 3. 本学の対応方針等 【補充原則3-3-1③】及び【原則3-3-4】について、いずれも具体的な内容を追記いたしました。監事の意見を受け、その他の記載内容についても見直しを行い、具体的な記載が不足していると思われる箇所については、具体的な記載を追記いたしました。 4. 前年度意見への対応状況について 【令和6年度意見】 【補充原則4-1②】 本学では、学生の満足度等を確認するためのアンケートを実施し、また、学生に自由記述を求めるなど学生ニーズの詳細把握に努め、その結果を基に作成した「学生生活実態調査報告書」を公表しており、補充原則4-1②に適合していることを確認しましたが、下記の項目についてご検討下さい。 ① 今回のアンケート回収率については、前回より低下(56.3% → 30.5%)しており、低下原因を分析するとともに、回収率アップに向けた取り組みをお願いします。 ② 「学生生活実態調査報告書」については、カラーの帯グラフを多用し、設問も分かりやすく工夫されていますが、ページ数が80ページを超えていることから、学生向けにダイジェスト版を作成するなど広く周知する方法をご検討下さい。 ③ 学生からの自由記述の要望事項については、各部局より個別に回答されていますが、その後の改善状況については、学生に伝わるように別途周知していただきフォローをお願いします。 ④ 本件調査の他、学生向けの各種アンケートが、最近ではWEBを使用して実施されており、アンケートの件数が増加傾向にあります。学生に負担を掛けていないか配慮をお願いします。 以上、アンケートを取るだけに終わらず、学生に寄り添った対応をお願いします。 【対応状況】 ① 前回アンケートは、2021年7月のコロナ禍内で実施した影響もあり回収率が高かった(56.3%)と考えられます。2023年実施のアンケート回収率は下がってはいます(30.5%)が、近年の平均的な学内アンケート回収率から、大きな乖離は生じていないため、2025年実施アンケートでは、より多くの学生の実態を把握できるように、これまでは抽出した一部の学生をアンケート回答対象としていましたが、今回は全学生を回答対象とした結果、回答数はこれまでのアンケートよりも増加しました。 ② ダイジェスト版を作成予定です。 ③ すでに各部局等において個別対応をしていますが、部局ごとで実施している学生面談やガイダンス等においても、学生からの改善要望事項があれば、改善状況を学生に周知しております。 ④ 学生実態調査は、隔年で実施しており回数を増やす予定は現在のところありません。他の学生向けアンケートも、学生の負担に配慮して実施しております。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を全て実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
原則1－1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		大学が掲げて立つべき理念等を「香川大学憲章」として制定し、この理念等を実現するための目標・戦略立案、自主的・自律的發展・改革を継続的に行う体制の構築のため、2030年の香川大学の在り方を見据えた「香川大学ビジョン」を策定しています。 「香川大学ビジョン」は「持続可能な地方分散型社会の実現に貢献する人材の育成と研究の推進」を大きなテーマとし、これを達成するため、教育・研究の二つの面において、目標とするものを設定し、その目標の達成に向けて様々な取り組みを進めることとしています。 これらを踏まえ、第4期中期目標期間（令和4～9年度）の中期目標・中期計画を策定し、それぞれ大学HP等を通じ、公表を行っています。 なお、中期計画等の策定にあたっては、教育研究評議会、将来構想推進本部会議、経営協議会等を通じて学内外の意見を聴取しながら、社会の要請の把握に努めています。 ・大学憲章 https://www.kagawa-u.ac.jp/information/outline/charter/ ・香川大学ビジョン https://www.kagawa-u.ac.jp/information/self_assessment/28382/ ・中期目標・中期計画 https://www.kagawa-u.ac.jp/information/self_assessment/target/
補充原則1－2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		ビジョン・目標の実現に向け策定している中期計画のうち、第4期（令和4年度～令和9年度）中期計画に係る実施状況・進捗状況について毎年度、自己点検・評価を実施し、大学HPにて公表することとしています。 また、学長は、自己点検において改善を要する事項がある場合は、当該中期計画等を所掌する理事等へ改善を指示し、次年度以降の活動に反映させることとしています。 本学では、これまでも目標・計画の進捗状況について点検・評価し、改善・向上を図ってきましたが、改めて実施・責任体制や実施手順の見直し・整理を行い、内部質保証に関する方針を整備し公表しています。 ・業務の実績に関する報告書及び評価結果 https://www.kagawa-u.ac.jp/information/self_assessment/report/ ・香川大学の内部質保証について https://www.kagawa-u.ac.jp/information/self_assessment/27538/
補充原則1－3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		経営及び教学運営に係る各組織などの権限と責任の体制については、「国立大学法人香川大学の業務組織に関する規程」及び「国立大学法人香川大学組織規則」を定め、公表しています。 また、国立大学法人法に則り、「組織規則」の下、法人の重要事項を決定する組織として役員会を、経営に関する審議機関として経営協議会を、教学運営の実施に係る審議機関として教育研究評議会をそれぞれ設置しており、各会議の権限と責任の体制については、「国立大学法人香川大学役員会規則」、「国立大学法人香川大学経営協議会規則」、「国立大学法人香川大学教育研究評議会規則」を定めて、公表しています。 ・国立大学法人香川大学の業務組織に関する規程 https://www.kagawa-u.ac.jp/somu/kisoku/reiki_honbun/x872RG00000425.html ・国立大学法人香川大学組織規則 https://www.kagawa-u.ac.jp/somu/kisoku/reiki_honbun/x872RG00000001.html ・国立大学法人香川大学役員会規則 https://www.kagawa-u.ac.jp/somu/kisoku/reiki_honbun/x872RG00000008.html ・国立大学法人香川大学経営協議会規則 https://www.kagawa-u.ac.jp/somu/kisoku/reiki_honbun/x872RG00000010.html ・国立大学法人香川大学教育研究評議会規則 https://www.kagawa-u.ac.jp/somu/kisoku/reiki_honbun/x872RG00000012.html
補充原則1－3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		総合的な人事方針については、中期目標・中期計画において、「人事に関する計画」を掲げると共に、教職員の配置の適正化やダイバーシティの確保等を基本目標に置いて、教育研究の一層の向上と組織の活性化を図っていくため、教職員の総合的な人事施策方針をまとめた「国立大学法人香川大学の人事基本方針」を策定し、公表を行っています。 ・中期目標・中期計画 https://www.kagawa-u.ac.jp/information/self_assessment/target/ ・国立大学法人香川大学の人事基本方針 https://www.kagawa-u.ac.jp/public/foundation/25656/
補充原則1－3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		中期的な財務計画については、中期目標・中期計画において、6年間の予算、収支計画及び資金計画を策定し、公表を行っています。令和4年度から令和9年度までの第4期中期目標・中期計画期間においては、持続可能な地方分散型社会の実現に貢献する人材の育成と研究を推進するため、学長のリーダーシップの下、教育・研究・地域貢献、業務運営において、重点的に資源配分する取組を設定しています。国立大学法人運営費交付金をはじめとした公的資金のほか、外部資金の獲得にも努めています。 外部資金獲得の具体的な方策として、科学研究費申請に関する説明会の開催、ガイドブックの作成、研究戦略室による申請書のブラッシュアップ等を行っています。また、学長戦略経費から研究推進事業へ重点配分しており、基盤研究B以上の獲得件数増加に向けた支援を実施しています。 なお、学部等の運営費予算の配分においては、各学部等の教育研究活動の成果を予算に反映させるため、活動実績に基づく運営費配分制度を導入しています。 ・中期目標・中期計画 https://www.kagawa-u.ac.jp/information/self_assessment/target/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則1－3⑥(4)及び補充原則4－1③ 教育研究の費用及び成果等(法人の活動状況や資金の使用状況等)	更新あり	教育研究の費用及び成果等については、事業年度毎の「財務諸表」及び財務レポート「香川大学の財務と経営」とともに香川大学研究者情報システム(KaRDS)により公表を行っています。 学外への見える化の取り組みの一環として、財務レポート「香川大学の財務と経営」は、「財務諸表」だけでは分かりづらい財務構造や経年推移、各部局の活動状況を分かりやすく報告するほか、類似の国立大学との財務指標の比較を行い、本学の状況などを公表しています。 さらに、学部・研究科別のセグメント情報を開示しており、病院セグメントにおいては、病院の経営状況や様々な取組について分かりやすく公表しています。 また、ステークホルダーに対する対話型の説明会として、本学の財務と経営に関する説明会を令和元年度より開催しています。開催にあたっては、出席者と意見交換・情報交換を行い、今後の事業活動の参考としています。 ・財務に関する情報(財務諸表・決算報告書) https://www.kagawa-u.ac.jp/information/outline/zaimu/ ・研究者情報システム http://www.kards.kagawa-u.ac.jp/search/index.html
補充原則1－4② 法人経営を担いいる人材を計画的に育成するための方針	更新あり	経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を計画的に育成するために、本学が社会から求められる役割や課題等について、全学的な視座に立って、俯瞰的に、分析・把握及び課題解決の経験を積むことができる副理事、学長特別補佐、学長戦略室等室員などの多様な階層に渡る職務を活用し、経営等人材を育成しています。 なお、学部、研究科、附属病院等においても、それらの長を補佐する職務の活用により、将来的に学部等の長となる教学運営を担う人材を育成しています。 また、次代の経営等人材を育成するため、当該経営等人材の素養を備えた者に対して、学外におけるマネジメントセミナー、研修会等に計画的に参加させるとともに、国際機関との交流や研修など、多様な機会を付与することとしています。 これらの方針をまとめ、「国立大学法人香川大学の経営等人材育成方針」として策定して、公表を行っています。 ・国立大学法人香川大学の経営等人材育成方針 https://www.kagawa-u.ac.jp/public/foundation/25657/
原則2－1－3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	理事・副学長の責任・権限については、それぞれ、「国立大学法人香川大学理事規則」及び「香川大学副学長規則」を整備し、学長が定める業務を担うこと、また、担当する業務の範囲において、事務組織・部局長等への指揮・監督を行うことを定めて、公表を行っています。 また、学部長等の責任・権限については、「学部長等規則」を整備し、理事・副学長と同様に、担当業務及び指揮・監督について定め、公表を行っています。 ・国立大学法人香川大学理事規則 https://www.kagawa-u.ac.jp/somu/kisoku/reiki_honbun/x872RG00001041.html ・香川大学副学長規則 https://www.kagawa-u.ac.jp/somu/kisoku/reiki_honbun/x872RG00000006.html ・香川大学学部長等規則 https://www.kagawa-u.ac.jp/somu/kisoku/reiki_honbun/x872RG00000007.html
補充原則2－2－1① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由	更新あり	本学では、経営協議会と役員会を中心とした、意思決定プロセスに基づく法人運営を行っています。本学では、経営協議会及び役員会が、運営方針会議に代わり、十分機能を果たしていることから、運営方針会議を設置していません。
原則2－3－1 役員会の議事録		役員会は、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うため、原則月2回(毎月第2・4木曜)開催で、審議事項と報告事項等を議題とし、必要に応じて臨時で開催する等、適時かつ迅速な審議を行っており、役員会の議事要旨は、ホームページ上で公表を行っています。 ・役員会 https://www.kagawa-u.ac.jp/public/15525/proceedings_summary/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
原則2-4-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	女性教員比率25%の目標達成に向け(令和7年5月実績:24.2%)、教員公募においては、女性優先公募を行い、女性教員の積極的な採用を推進するとともに、第4期中期計画において、役員及び管理職等の指導的立場に占める女性比率の向上を図ることを掲げています。(目標:20%、令和7年5月実績:19.6%)また、令和3年10月に「D&I推進の基本方針」を策定し、令和4年4月にダイバーシティ推進室(男女共同参画推進室を改編)を発足させ、研究補助者の配置、メンター教員の配置、相談窓口の開設など、教育研究や大学運営において、性別等に関係なく誰もが能力を発揮できる環境の整備を行っています。国際性を高めることについては、外国人教員比率5%の目標達成に向け(令和7年5月実績:3.6%)、教員の採用において、原則として、公募による選考採用を実施しており、国籍等に関わらず、教育研究活動に必要な人材の採用を行っています。外国人教員にメンター教員を配置し、授業や学生指導の方法等のアドバイスを通じて、能力の向上を図っています。 また、理事、副学長には、教職員はもとより、産業界、自治体等での経験を有する人材を性別を問わず登用し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保しており、登用状況・経歴については、公表を行っています。 特に、外部の視点からの意見を大学運営に反映させるための人材の確保については、「国立大学法人香川大学の経営等人材育成方針」として策定し、公表を行っています。 ・国立大学法人香川大学の経営等人材育成方針 https://www.kagawa-u.ac.jp/public/foundation/25657/ ・D&I推進宣言 ・D&I推進の基本方針 https://www.kagawa-u.ac.jp/diversity/about/
補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	学外委員の選任については、「経営協議会規則」により、「大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する」と定め、本学に関係の深い企業・自治体の関係者、高い見識を持った研究者等幅広く選任しています。 また、会議の運営については、多くの学外委員の出席が可能となるような日程設定、当該会議用に、特別に簡潔かつ概略的な資料を作成すると共に、学外委員あてに少なくとも1週間前には会議資料を電子データにて事前送付することにより、会議内における資料説明の時間を必要最小限とし、議論に多くの時間を割くこととしており、学外委員の意見については、議事要旨に記載するとともに、関係部署で検討し、適宜、法人運営に反映しています。更に、欠席した委員に対しては、後日、議事要旨と共に会議資料を電子データにて送付してフォローアップを行っています。 ・国立大学法人香川大学経営協議会規則 https://www.kagawa-u.ac.jp/somu/kisoku/reiki_honbun/x872RG00000010.html ・経営協議会 https://www.kagawa-u.ac.jp/public/15525/proceedings_summary/council/
補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	学長選考・監察会議において「学長候補者選考基準」を定め、学長に必要とされる人物像に関する基準を設けるとともに、その基準に沿った学長を選考しています。 また、意向聴取投票については実施しているものの、学長選考・監察会議においては、その結果は参考の位置づけで、主体的に選考を行っており、次期学長最終候補者の決定後直ちに、その選考基準、選考結果、選考過程、選考理由等については、記者会見と併せて公表を行っています。 ・次期学長候補者選考に関する情報 https://www.kagawa-u.ac.jp/public/15524/14937/
補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	学長の任期、再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定については、必要に応じて学長選考・監察会議で審議を行っており、現在は、任期4年、再任2年、再任は1回のみとしています。これについては、「学長選考規程第4条」で定めて公表を行っています。 中期目標・計画期間と同じ年月である6年間を1サイクルとして、中期目標・計画を基準とした計画的な大学運営が可能となるよう、再任を含んだ任期上限年数は6年としています。就任当初の任期を4年間としている理由は、学長の再任可否を判断するための基準として、長期的な実績評価のためには、少なくとも3年間という期間が必要であると考えているため、就任3年経過後に次期学長選考を行えるように、当初任期を4年間に設定しています。 ・国立大学法人香川大学学長選考規程 https://www.kagawa-u.ac.jp/somu/kisoku/reiki_honbun/x872RG000000382.html
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長の解任については、学長からの「意見陳述」、役員及び職員からの「意向聴取」等を経て、意向聴取の結果を参考として、学長の解任の是非を決定する等、その手続きを「学長選考規程第13条及び第14条」により定めて、公表を行っています。 ・国立大学法人香川大学学長選考規程 https://www.kagawa-u.ac.jp/somu/kisoku/reiki_honbun/x872RG000000382.html
補充原則3-3-2② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	学長選考・監察会議による学長の任期途中の評価については、「国立大学法人香川大学学長の業務執行状況の確認及び中間評価に関する要項」において、1年毎の評価と併せて中間評価を行う旨を定め、学長選考・監察会議が学長による業務執行状況の説明などを基に、講評や法人経営に向けた助言などの評価を行っており、その評価結果について公表を行っています。 ・学長の業務執行状況の確認及び中間評価について https://www.kagawa-u.ac.jp/public/15524/23252/ ・学長選考・監察会議規則 https://www.kagawa-u.ac.jp/somu/kisoku/reiki_honbun/x872RG000000046.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	学長選考・監察会議規則において、経営協議会委員のうち、学外委員から経営協議会において選出された者を7名、教育研究評議会委員のうち、学長を除く委員の中から、教育研究評議会において選出された者を7名と定めており、各会議の中で、いずれも大学に関し広くかつ高い知見を有する者を選出しています。 経営協議会からは、委員の経歴に根ざした知見や経験を基に、経営協議会で審議し、委員を選任しています。教育研究評議会からは、日常的に学部運営や教育・研究のマネジメントに携わっており、大学全体の課題や方向性についても高い理解力を有している委員を、教育研究評議会にて審議し、選任しています。
原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	更新あり	学長選考・監察会議において、経営と教学の在り方の中で議論を行い、本学では、1人の学長により、経営と教学を一体的に運営する方が、大学運営を巡る環境が激変的に変化する時代において、重要課題に円滑かつ機動的に対処できると判断したため、大学統括理事を設置しないこととしました。
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	「国立大学法人香川大学業務方法書」及び「国立大学法人香川大学内部統制規則」を定め、それに基づき、理事・副学長等の内部統制推進責任者の下、内部統制の運用を行っており、毎年、職場単位や全学でリスクアセスメントシートによるリスク項目の洗い出しを行うとともに、そのリスク項目の中から、モニタリングすべき項目を取り上げ、モニタリング計画や結果を役員会への報告により、内部統制の実効性を高めるとともに、把握した課題に対応した見直しを行うと共に、これらの内部統制運用体制について、公表を行っています。 また、法令遵守への取組として、「香川大学行動規範」、「香川大学コンプライアンス・ガイドライン」、「国立大学法人香川大学におけるコンプライアンスの推進に関する規則」、「コンプライアンスに係る通報及び不当要求行為に関する規定」、「香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規定」、「国立大学法人香川大学ハラスメント及び性暴力等防止規則」等を定めるとともに、香川大学コンプライアンス委員会を設置した推進体制の下、研究活動に係る不正行為の防止や研究費等の不正防止に関する取り組みはもとより、ハラスメント防止などにも取り組み、学内外からの公益通報・相談窓口に関する情報について、公表を行っています。 ・内部統制システム https://www.kagawa-u.ac.jp/public/rule/25486/ ・国立大学法人香川大学業務方法書 https://www.kagawa-u.ac.jp/files/1714/3132/8336/houhou_20150401.pdf ・コンプライアンス https://www.kagawa-u.ac.jp/compliance_kw/
原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	本学における情報公開の実施に係る取り扱いについては、「国立大学法人香川大学情報公開取扱要項」等を定め、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報公開を適切に行っています。また、法令等に基づく公表事項については、ホームページにおいて「情報公開・広報」のページを設置し、法定公開情報（組織、業務、財務、監査情報等）をはじめ様々な情報を適宜更新しながら公表しています。加えて、多様な関係者に対応できるよう「受験生の方」「在学生・保護者の方」「地域の方」等のターゲットごとのページを設け、関連する情報を分かりやすく集約して公表しています。 さらには、教育、研究、地域貢献、経営情報等に係る様々な情報について、広報誌や大学案内、財務と経営等の冊子により公表するとともに、SNS（Instagram、Facebook、X、YouTube）等、多様な方法で適時・適切に公表しています。マスコミに対してもプレスリリースを積極的に活用し、新聞やテレビ媒体等による情報提供も行っています。 【情報公開・広報】 https://www.kagawa-u.ac.jp/public/ 【各種刊行物】 https://www.kagawa-u.ac.jp/hiroba/#kouhoushi 【SNS】（Instagram） https://www.instagram.com/kagawa_university/ （Facebook） https://www.facebook.com/kagawauniv （X） https://x.com/koho_center1 （YouTube）KagawaUniversity香川大学 - YouTube 【プレスリリース】 https://www.kagawa-u.ac.jp/public/report1/pressrelease/
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	社会に開かれた大学として学内外に対し、本学の活動及び運営全般にわたり積極的な情報提供を行うことを目的とした「香川大学の広報に関する基本方針」を定めています。これにより、責任体制を明確にするとともに、情報の公表を行う目的、意味を考え、適切な時期に、適切な対象（受験生、在学生、保護者、企業、研究機関、地域の方、卒業生、報道機関等）、内容（入試情報、学生生活・就職情報、大学案内、教育・研究・産官学連携・国際交流等の取組紹介、寄附案内、プレスリリース等）、方法等（ホームページ、SNS、広報誌、デジタルサイネージ、マスメディア等）を選択し公表しています。令和4年度からは、ステークホルダーと双方向の対話を行うための全学的広報体制を整備するとともに、デジタルONE戦略（デジタルの力により「香川大学がひとつになる」ことであり、業務の効率化だけでなく、新たな価値創造に向けた考え方を示す戦略）の下、学内の様々な情報を集約しデータベース化することで、対象に応じた情報をより充実させて公表しています。 ・香川大学の広報に関する基本方針 https://www.kagawa-u.ac.jp/somu/kisoku/reiki_honbun/x872RG00000062.html ・香川大学ホームページ https://www.kagawa-u.ac.jp/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	本学の学生として求められる専門的な能力・態度を身に付けた人材を育成するため、教育理念とディプロマ・ポリシー(卒業または修了の認定に関する方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成及び実施に関する方針)、アドミッション・ポリシー(入学者の受入れに関する方針)の3つのポリシーを学士・大学院課程毎に定め、公表しています。 入学した学部・学科、教員との交流、学生窓口の対応等についての満足度を確認するなど、学生生活の実態を把握し、大学の諸施策の基礎的資料として活用することを目的として、学生生活実態調査を実施し、その報告書を公表しています。 大学教育を通じて能力がどの程度身に付いたか、専門教育についてどの程度満足しているかなど、本学が提供する大学教育の成果・効果を明らかにし、本学に対する要望を把握することにより、教育の改善に資することを目的として、卒業生等による大学教育評価アンケート調査を実施し、その報告書を公表しています。 卒業生数、進学者数、就職者数、就職率や学部ごとの就職状況などを掲載した「求人のための大学案内」を発行し、公表しています。 ・教育上の理念及び3つのポリシー https://www.kagawa-u.ac.jp/information/outline/ideal_3policy/ ・学生生活実態調査 https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/projects/4757/ ・卒業生等による大学教育評価報告書 https://www.kagawa-u.ac.jp/files/8317/4494/0005/Alumni_Survey_Report_v2.pdf ・求人のための大学案内 https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/offer-contact/employment_results/
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.kagawa-u.ac.jp/public/info_request/9697/ ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 http://www.med.kagawa-u.ac.jp/hosp/about/ByouintyouSenkou/ ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 http://www.med.kagawa-u.ac.jp/hosp/about/iryokansa/